

日経225ノーロードオープン

追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)／累積投資適用



DIAMアセットマネジメント

日経225ノーロードオープン

追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)／累積投資適用

投資信託説明書
(交付目論見書)

2008年11月

DIAMアセットマネジメント

次の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、次の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に国内の株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」や「流動性リスク」、「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

◆申込手数料

当ファンドには申込手数料はありません。

◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額

当ファンドには信託財産留保額はありません。

<間接的にご負担いただく費用(信託財産から支払われる費用)>

◆信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 0.84% (税抜 年 0.80%) の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・ 監査報酬
- ・ 有価証券等売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の諸費用 等

(その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。)

※当ファンドに係る手数料等の合計額については、申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

日経 225 ノーロードオープン

追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)／累積投資適用

■「日経 225 ノーロードオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 20 年 11 月 11 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 11 月 12 日にその効力が発生しております。

■「日経 225 ノーロードオープン」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、**元本が保証されているものではありません。**

この投資信託は、国内の株式を主要投資対象とします。この投資信託の基準価額は、組入有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより、**投資元本を割り込むことがあります。**また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、**投資元本を割り込むことがあります。**

有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書(請求目論見書。記載項目等については 44 頁をご参照ください。)については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録してくださるようお願いいたします。

発行者：DIAM アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 長浜 力雄

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：日経 225 ノーロードオープン

募集内国投資信託受益証券の金額：3,000 億円を上限とします。

目 次

ファンドの概要	1
ファンドの特色	3
主なリスクと留意点	5
ご投資の手引き	6
費用と税金	10
第一部 証券情報	12
第二部 ファンド情報	15
第1 ファンドの状況	15
1 ファンドの性格	15
2 投資方針	17
3 投資リスク	24
4 手数料等及び税金	25
5 運用状況	29
6 手続等の概要	33
7 管理及び運営の概要	35
第2 財務ハイライト情報	36
1 貸借対照表	37
2 損益及び剰余金計算書	38
3 注記表	39
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	43
第4 ファンドの詳細情報の項目	44
約款	45
用語説明	55

ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をまとめたものです。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の本文(12ページ以降)でご確認ください。

ファンドの名称	日経225ノーロードオープン
商品分類	追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)／累積投資適用
ファンドのねらい	わが国の株式を主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への投資には、制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。
主な基準価額変動リスク	株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限です。(設定日：平成10年8月21日)
決算日	原則として8月10日 ※休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税引後、無手数料で自動的に全額再投資されます。 ※詳しくは、後述の「ご投資の手引き」をご覧ください。

ファンドの概要

お申込期間	継続申込期間：平成 20 年 11 月 12 日～平成 21 年 11 月 10 日 ※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
お申込単位	各販売会社が定める単位(当初元本：1口＝1円) 「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。 お申込みになる販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いとなります。取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。
お申込価額	お申込日の基準価額
お申込手数料	ありません。
途中解約	原則として、いつでも各販売会社が定める単位で解約できます。
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して、年率 0.84% (税抜 0.80%)

*当ファンドの内容を十分にご理解のうえ、お申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

*当ファンドの販売会社等については、下記の照会先までお問い合わせください。

DIAM アセットマネジメント株式会社 (以下「委託会社」または「ダイヤモンド」といいます。)

ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

ファンドの特色

1

日経平均株価(日経225)に連動する投資成果をめざします。

- 原則として日経225採用銘柄の中から200銘柄以上*に等株数投資を行います。
※一部信用リスクが高いと思われる銘柄は投資対象から除外する場合があります。
- 運用の効率性向上に努め、中長期的に日経平均株価とのマイナス乖離を最小限に抑制することを運用目標とします。
- 資金の流出入に伴って発生する取引コスト等の影響を軽減するために取引コストの低い株価指数先物取引等を積極的に活用して、日経平均株価(日経225)との連動性の向上を図ります。
※当ファンドの基準価額は、株式売買時における売買委託手数料の負担や先物価格と理論価格との乖離などによる影響により、日経平均株価(日経225)との間に若干の乖離を生じることがあります。

株価指数先物取引とは

株価指数先物には、日経平均株価先物(日経225先物)、TOPIX先物、日経株価指数300先物等があります。当ファンドで投資対象としている日経225先物は日経平均株価(日経225)を対象としており、わが国では大阪証券取引所、海外ではCME(シカゴ商品取引所)、SGX(シンガポール取引所)で上場・取引されています。

日経平均株価(日経225)とは

- 日経平均株価(日経225)は、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数で、日本経済新聞社より算出、発表されています。
- 当指数は、増資・権利落ち等市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせており、わが国の株式市場の動向を継続的に捉える代表的な指数として、広く利用されています。

日経平均株価(日経225)は、正式名称を「日経平均株価」といい、「日経ダウ」「日経ダウ平均」とも呼ばれています。

株価全体の動向を表すものとして東京証券取引所第1部上場銘柄より選定された代表的な225銘柄の株価をもとに、単純平均の欠点を修正した修正平均株価という計算方式で算出し発表しています。

指数の著作権等

「日経平均株価」(日経平均)に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社および同社の委託により日経平均を運営する日本経済新聞デジタルメディアは日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延又は中断に関して責任を負いません。本商品について、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは一切の責任を負うものではありません。

2

販売手数料がかからないファンドです。

- 購入時にお申込手数料がかからないノーロードタイプです。
- 換金時にご換金手数料がかからず、信託財産留保額も引かれることはありません。

ファンドの特色

3

いつでも売買が可能です。

- お申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日、午後3時まで(年末年始など、わが国の金融商品取引所が半休日の場合には、午前11時まで。)といたします。受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日のお取扱いとなりますのでご注意ください。
- 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

4

株式(株価指数先物取引を含みます。)の組入比率は、高位を保ちますので基準価額は大きく変動することがあります。

主なリスクと留意点

基準価額の主な変動要因

◆株価変動リスク

当ファンドでは株式組入比率を高位に維持することを原則とするため、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

◆流動性リスク

流動性リスクとは、株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。当ファンドは、市場規模が小さい株式等に投資する場合があります、そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

◆信用リスク

株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

その他の留意点

- 当ファンドは、日経平均株価(日経225)に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、当該インデックス構成銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と日経平均株価(日経225)が乖離する場合があります。
- 当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

※詳しくは、後述の投資信託説明書(交付目論見書)本文(12ページ以降)をご覧ください。

ご投資の手引き

買付けの申込みはどうしたらよいでしょうか？

お申込みの方法	<p>原則としていつでも買付けをお申込みいただけます。</p> <p>お申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時(年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までとします。</p> <p>※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等(投資信託説明書(交付目論見書)本文の「第一部 証券情報(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</p>
お申込価額	<p>お申込日の基準価額とします。</p> <p>※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。</p>
お申込単位	<p>各販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)</p> <p>※「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。</p> <p>※お申込みになる販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いとなります。取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。</p>
お申込手数料	<p>ありません。</p>

ご投資の手引き

収益分配は行いますか？

決算日	毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として、以下の分配方針に基づき分配を行います。
分配方針	配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等から、原則として配当等収益を中心に分配する方針です。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。また、信託財産に留保した利益は、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
支払方法	<p>○「分配金受取コース」 決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。</p> <p>○「分配金再投資コース」 税引後、自動的に無手数料で全額再投資されます。</p> <p>※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。</p>

ご投資の手引き

解約・買取はできますか？

換金の方法	解約請求	<p>原則としていつでも各販売会社が定める単位でご解約できます。</p> <p>解約される場合は、買付のお申込みをされた販売会社へお申し出ください。</p> <p>解約のお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時(年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合には、午前11時)までとします。</p> <p>※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。</p>
	買取請求	解約請求と同様です。
換金価額	解約価額	解約のお申込日の基準価額となります。
	買取価額	買取のお申込日の基準価額となります。
信託財産留保額	ありません。	
支払開始日	解約代金は、原則として解約のお申込日から起算して4営業日目からお支払いします。	

ご投資の手引き

信託期間はいつまでですか？

信託期間

平成10年8月21日から原則として無期限です。
(ただし、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には信託を終了することがあります。)

運用経過を知ることはできますか？

運用報告書

毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、交付します。
また、委託会社のホームページにおいても開示します。
(ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>)

基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。
(委託会社の略称：**DIAM**、当ファンドの略称：日経225)

費用と税金

○受益者の皆さまに直接ご負担いただく費用および税金(個人受益者の場合)

時期	項目	費用・税金
お買付時	申込手数料	ありません。
収益分配時	所得税・地方税	《平成20年12月31日まで》 普通分配金に対して10% 《平成21年1月1日以降》 普通分配金に対して20% ただし、平成22年12月31日までは、一定の条件内で10%の軽減税率が適用されます。
ご解約時	信託財産留保額	ありません。
	所得税・地方税	《平成20年12月31日まで》 解約価額の個別元本超過額に対して10% 《平成21年1月1日以降》 解約時の差益(譲渡益)に対して20% ただし、平成22年12月31日までは、一定の条件内で10%の軽減税率が適用されます。
償還時	所得税・地方税	《平成20年12月31日まで》 償還価額の個別元本超過額に対して10% 《平成21年1月1日以降》 償還時の差益(譲渡益)に対して20% ただし、平成22年12月31日までは、一定の条件内で10%の軽減税率が適用されます。

- ※上記は個人受益者の場合の税率です。法人受益者の場合の税率に関しては、投資信託説明書(交付目論見書)本文の『第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金』をご参照ください。
- ◆上記以外の場合の課税の取扱いにつきましては、投資信託説明書(交付目論見書)本文(12ページ以降)でご確認ください。
 - ◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

○受益者の皆さまに間接的にご負担いただく費用(信託財産から支払われる費用)

<信託報酬>

時期	項目	費用	
毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率0.84%(税抜0.80%)
			配分
		販売会社 年率0.4725%(税抜0.45%)	
		受託会社 年率0.084%(税抜0.08%)	

- ※信託報酬の総額は、毎年2月10日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

<その他の費用>

- ◆信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
 - ◆信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年2月10日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
 - ◆有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
 - ◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。
- ※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

費用と税金

○個別元本について

追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

収益分配金に特別分配金(『○収益分配金の課税について』をご参照ください。)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

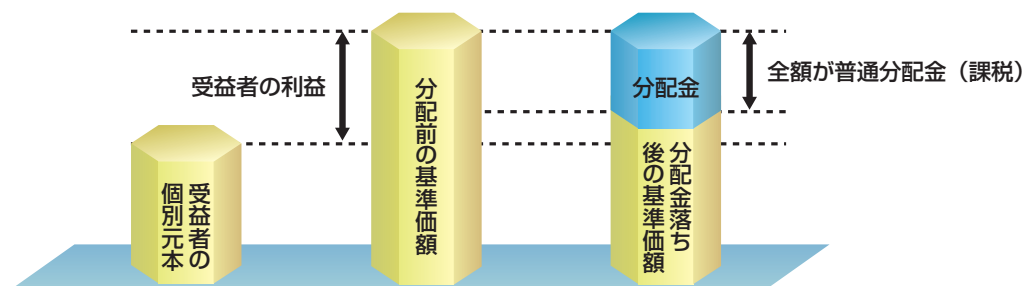
○収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

<普通分配金のみの場合>

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

<普通分配金のみの場合>のイメージ図

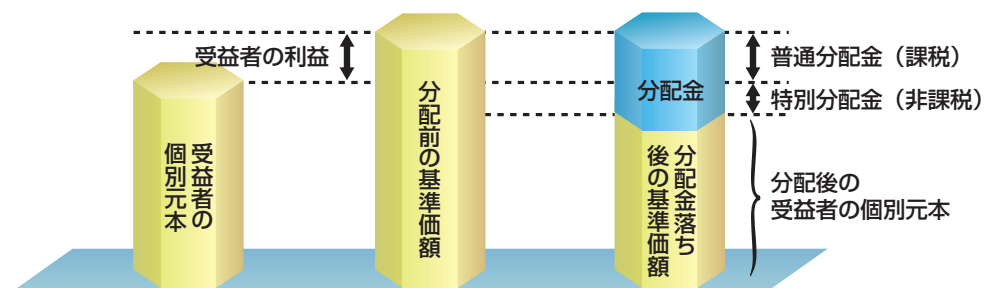


<普通分配金と特別分配金のある場合>

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<普通分配金と特別分配金のある場合>のイメージ図



※上図はあくまでイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日経225ノーロードオープン
(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)
格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるDIAMアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」または「DIAM」(ダイヤモンド)といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

お申込日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。)

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

確定拠出年金制度をご利用の場合のお申込みは1円以上1円単位です。(「分配金再投資コース」でのお申

込みとなります。)

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：平成20年11月12日から平成21年11月10日まで

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社所定の方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

・株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

また、確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

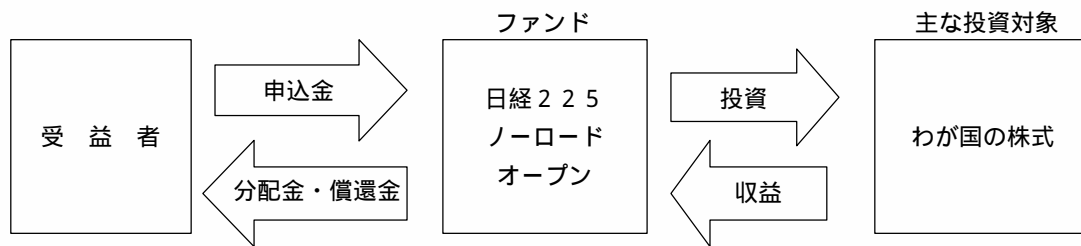
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドは、契約型の追加型株式投資信託のうちインデックス型（日経225連動型）に属し、原則としていつでも買付け、解約のお申込みができます。

「インデックス型（日経225連動型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上株式への投資に制限を設けず、日経225指数に連動する運用成果を目指すもの。」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドの信託金の限度額は、3,000億円とします。



(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人は次の通りです。

委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

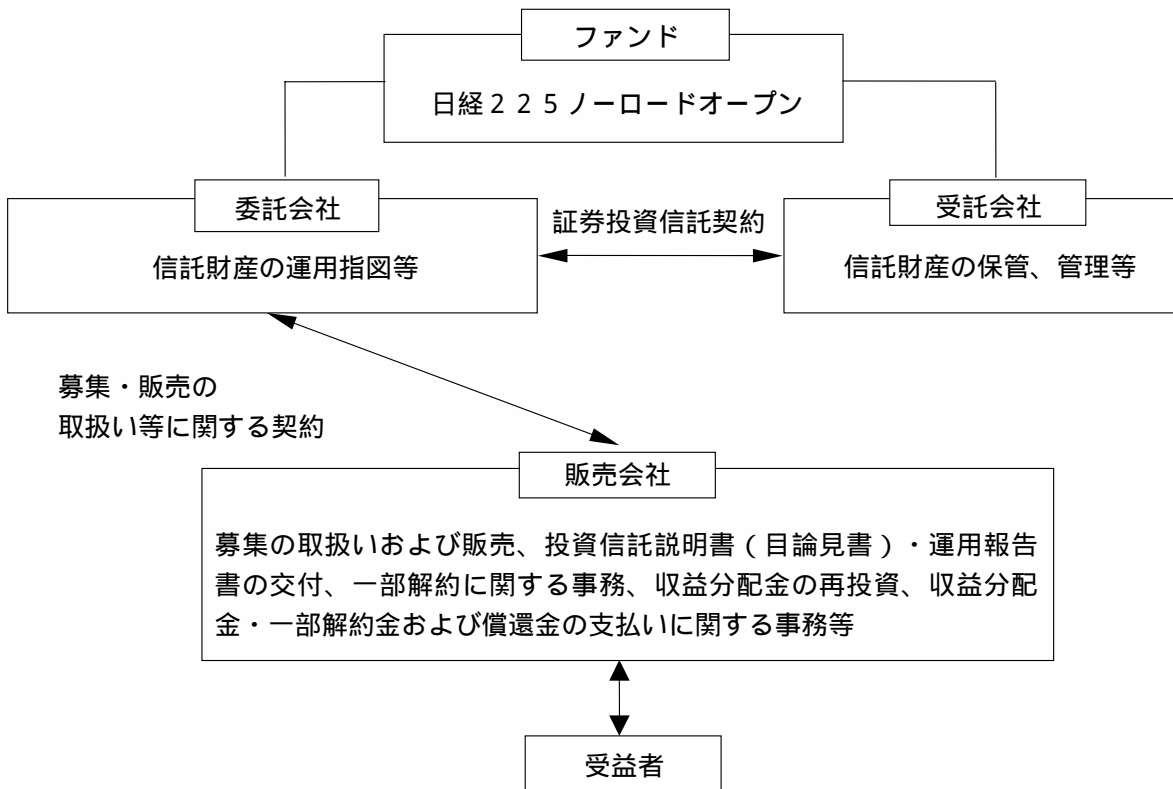
受託会社：りそな信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

ファンドの関係法人



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

委託会社の概況

資本金の額

20億円（平成20年9月30日現在）

委託会社の沿革

<p>昭和60年 7月 1日</p> <p>平成10年 3月31日</p> <p>平成10年12月 1日</p> <p>平成11年10月 1日</p> <p>平成20年 1月 1日</p>	<p>会社設立</p> <p>「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得</p> <p>証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可</p> <p>第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブルユ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。</p> <p>「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更</p>
---	---

大株主の状況

(平成20年9月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<ファンドの特色>

日経平均株価(日経225)に連動する投資成果をめざします。

原則として日経225採用銘柄の中から200銘柄以上に等株数投資を行います。
一部信用リスクが高いと思われる銘柄は投資対象から除外する場合があります。

運用の効率性向上に努め、中長期的に日経平均株価とのマイナス乖離を最小限に抑制することを運用目標とします。

資金の流出入に伴って発生する取引コスト等の影響を軽減するために取引コストの低い株価指数先物取引等を積極的に活用して、日経平均株価(日経225)との連動性の向上を図ります。

株価指数先物には、日経平均株価先物(日経225先物)、TOPIX先物、日経株価指数300先物等があります。当ファンドで投資対象としている日経225先物は日経平均株価(日経225)を対象としており、わが国では大阪証券取引所、海外ではCME(シカゴ商品取引所)、SGX(シンガポール取引所)で上場・取引されています。

(注)当ファンドの基準価額は、株式売買時における売買委託手数料の負担や先物価格と理論価格との乖離などによる影響により、日経平均株価(日経225)との間に若干の乖離を生じることがあります。

日経平均株価(日経225)とは

- ・ 日経平均株価(日経225)とは、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数で、日本経済新聞社より算出、発表されています。
- ・ 当指数は、増資・権利落ち等市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせており、わが国の株式市場の動向を継続的に捉える代表的な指数として、広く利用されています。

日経平均株価(日経225)は、正式名称を「日経平均株価」といい、「日経ダウ」「日経ダウ平均」とも呼ばれています。

株価全体の動向を表すものとして東京証券取引所第1部上場銘柄より選定された代表的な225銘柄の株価をもとに、単純平均の欠点を修正した修正平均株価という計算方式で算出し発表しています。

「日経平均」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」自体および「日経平均」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。株式会社日本経済新聞社は同社の100%子会社である株式会社日本経済新聞デジタルメディアに「日経平均」の運営を委託しています。

「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

当ファンドは、DIAMアセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、高位を保ちますので基準価額は大きく変動することがあります。

< 投資態度 >

株式については、原則として日経平均株価（日経225）採用銘柄の中から200銘柄以上に等株数投資を行います。

株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、高位を保ちます。

株式の実質組入比率を調整するため、株価指数先物取引やオプション取引を行うことがあります。

非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(2) 【投資対象】

有価証券の指図範囲（約款第14条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) コマーシャル・ペーパー
- (3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
- (4) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、(1)の証券または証書を以下「株式」といいます。

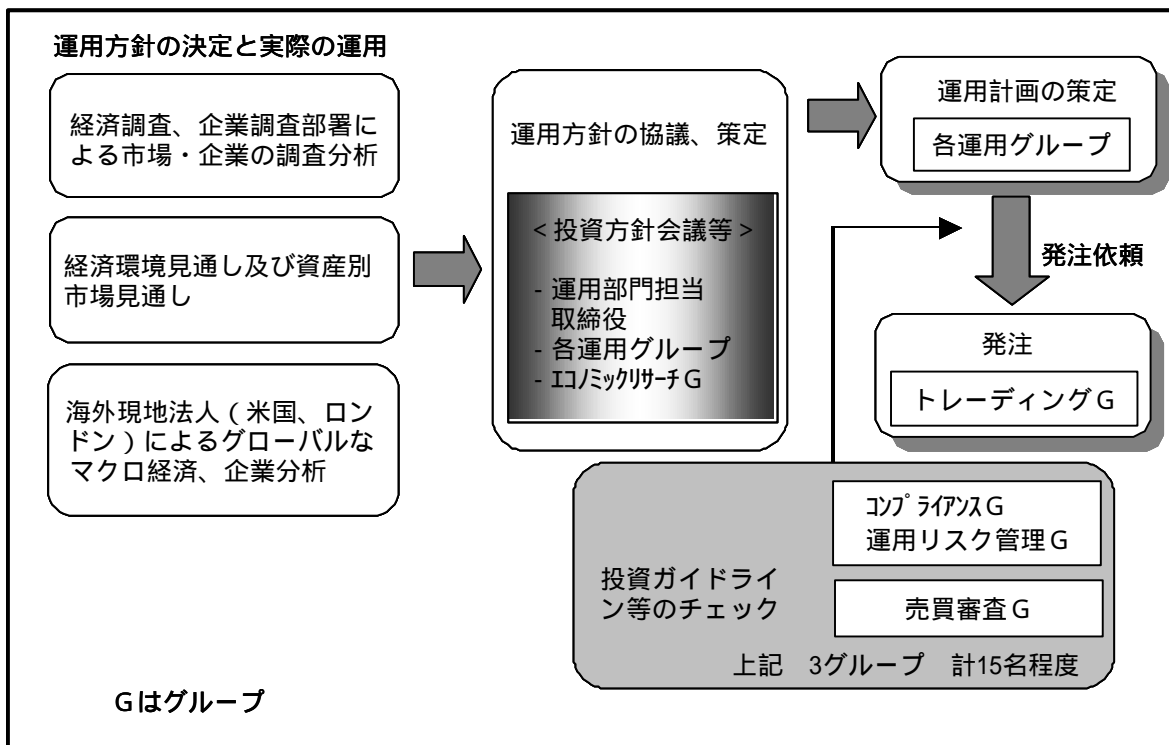
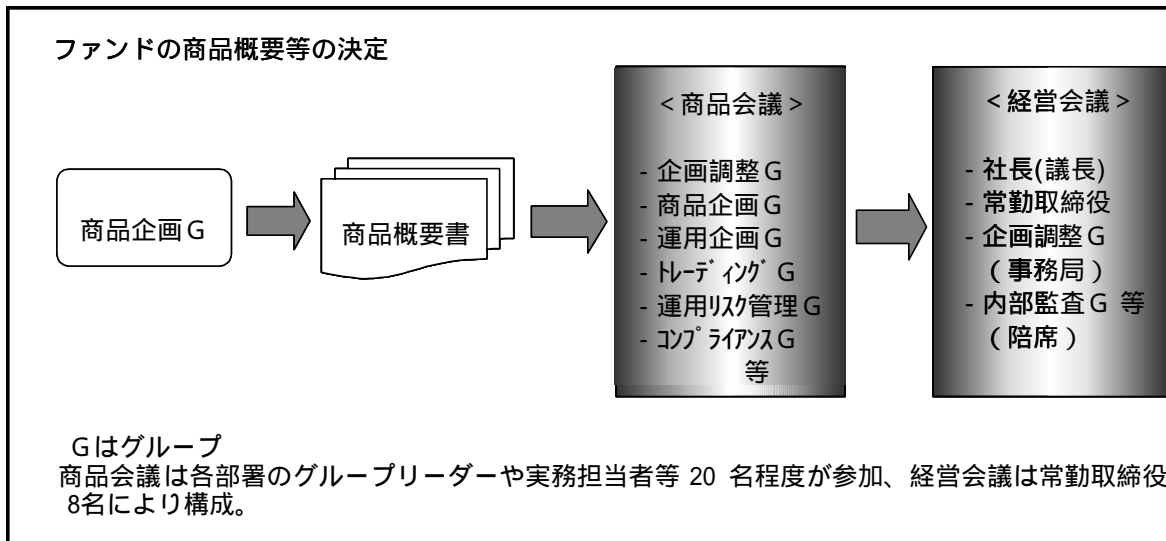
金融商品の指図範囲（約款第14条第2項）

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第14条第3項）

(3) 【運用体制】



< ファンドの商品概要等の決定 >

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

< 運用方針の決定と実際の運用 >

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

前記体制は平成20年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として8月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等から、原則として配当等収益を中心に分配する方針です。

ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

また、信託財産に留保した利益は、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

(1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

1) 株式への投資制限(約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

株式への投資には、制限を設けません。

2) 投資する株式の範囲(約款第16条)

委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

3) 信用取引の指図範囲(約款第17条)

(a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b)前記(a)の信用取引の指図は、次の1.から4.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.から4.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2.株式分割により取得する株券
- 3.有償増資により取得する株券
- 4.売り出しにより取得する株券

4) 先物取引等の運用指図(約款第18条)

(a)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(b)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5) スワップ取引の運用指図(約款第19条)

(a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

6) 金利先渡取引の運用指図(約款第20条)

(a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

7) 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第21条)

(a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、

貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

- (b)前記(a)で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

8) 資金の借入れ (約款第27条)

- (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

9) 同一法人の発行する株式への投資制限 (投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

10) デリバティブ取引にかかる投資制限 (金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

株価変動リスク

当ファンドは株式組入比率を高位に維持することを原則とするため、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。当ファンドは、市場規模が小さい株式等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

信用リスク

投資する株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

< その他の留意点 >

当ファンドは、日経平均株価(日経225)に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、当該インデックス構成全銘柄を組入れない場合があること、資金流出から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と日経平均株価(日経225)が乖離する場合があります。

当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回る時、対象インデックスが改廃された場合、受益者のため有利と認められる場合、またはその他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中で信託を終了(繰上償還)する場合があります。

注意事項

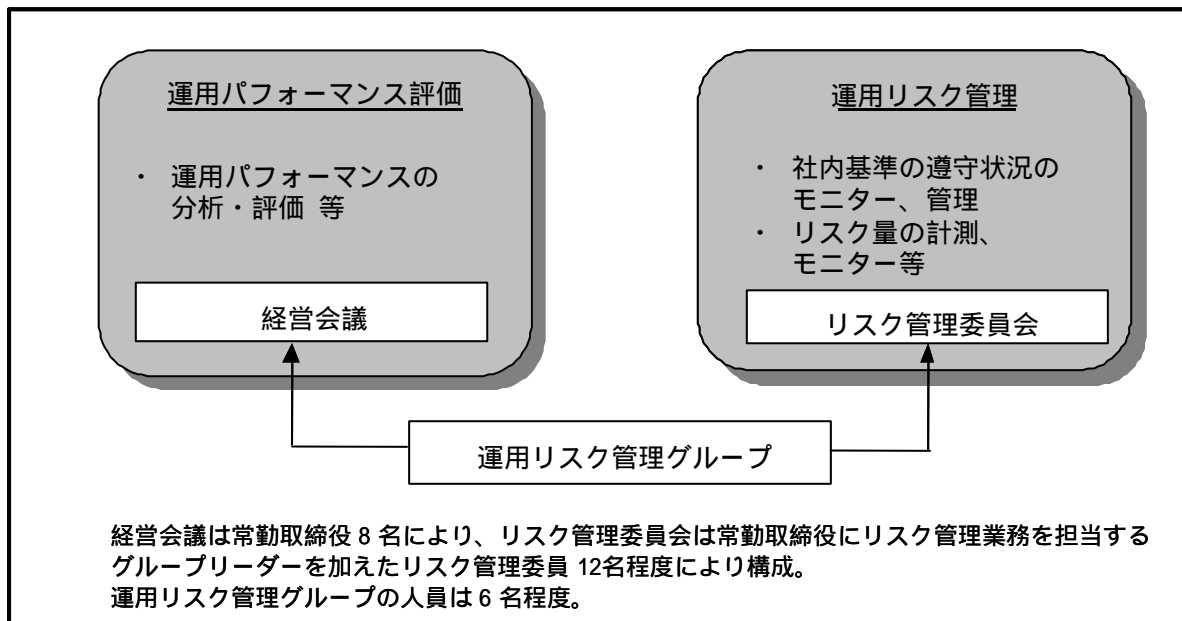
イ．当ファンドは、株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

ロ．証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

ハ．証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ．証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< 運用評価・運用リスク管理体制 >



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

上記体制は平成20年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

時期	項目	費用		
		総額	信託財産の純資産総額に対して	
毎日	信託報酬		年率0.84%（税抜0.80%）	
		配分	委託会社	年率0.2835%（税抜0.27%）
			販売会社	年率0.4725%（税抜0.45%）
			受託会社	年率0.084%（税抜0.08%）

信託報酬の総額は、毎年2月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

税法が改正された場合等には、前記の内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

ありません。

2. その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年2月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

税法が改正された場合等には、前記の内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配金に対する税金

個人の受益者の場合

平成20年12月31日まで

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率で源泉徴収が行われ申告不要制度が適用されます。また、確定申告により総合課税を選択することもできます。なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、確定拠出年金の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

平成21年1月1日以降

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置により、各々1年間の普通分配金など上場株式等の配当等の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下のものは合計額から除外されます。）までの場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。なお、前述の合計額が各々1年間で100万円を超える場合は確定申告が必要となります。その際、総合課税または申告分離課税を選択することができますが、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用されます。

また、確定拠出年金の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

法人の受益者の場合

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成21年3月31日までについて、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度が適用されます。

ただし、上記7%（所得税7%）の税率は、平成21年4月1日以降については、15%（所得税15%）の税率が適用されます。

（注）法人の形態等により、税金の取扱いが異なることがありますので、ご注意ください。

換金の際にかかる税金

個人の受益者の場合

平成20年12月31日まで

- ・「解約請求」ならびに「償還」の場合

一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率で源泉徴収が行われ申告不要制度が適用されます。また、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約または償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算することが可能となります。

また、確定拠出年金の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されません。

- ・「買取請求」の場合

買取請求受付日の基準価額から、当該買取に関して課税対象者にかかる源泉徴収税額に相当する金額が控除されます。ただし、当該課税対象者にかかる税金に相当する金額の控除が免除される場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、買取価額と取得価額との差額については譲渡所得の取扱いとなり、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。また、確定申告により、株式および公募株式投資信託にかかる譲渡所得との損益を通算することが可能となります。

ただし、確定拠出年金にかかる受益者については、買取請求を行うことができません。

平成21年1月1日以降

一部解約時、買取請求時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として、20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置により、各々1年間の一部解約時、買取請求時および償還時の譲渡益と上場株式等の譲渡益の合計額が500万円以下の場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率が適用されます。原則として申告分離課税となりますが、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。なお、前述の合計額が各々1年間で500万円を超える場合は確定申告が必要となり、500万円を超える部分については20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用されます。

また、確定拠出年金の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。ただし、確定拠出年金にかかる受益者については、買取請求を行うことができません。

法人の受益者の場合

- ・「解約請求」ならびに「償還」の場合

一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までについて、一律7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度が適用されます。

ただし、上記7%（所得税7%）の税率は、平成21年4月1日以降については、15%（所得税15%）の税率が適用されます。

- ・「買取請求」の場合

買取請求受付日の基準価額から、当該買取に関して課税対象者にかかる源泉徴収税額に相当する金額が控除されます。ただし、当該課税対象者にかかる税金に相当する金額の控除が免除される場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（注）法人の形態等により、税金の取扱いが異なることがありますので、ご注意ください。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成20年9月5日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	81,129,861,600	86.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12,626,555,617	13.47
合計	(純資産総額)	93,756,417,217	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成20年9月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	272,000	11,846.64	3,222,285,000	11,310.00	3,076,320,000	3.28
2	京セラ	株式	日本	電気機器	272,000	9,727.40	2,645,852,000	8,570.00	2,331,040,000	2.49
3	ファナック	株式	日本	電気機器	272,000	9,088.54	2,472,082,000	7,620.00	2,072,640,000	2.21
4	本田技研	株式	日本	輸送用機器	544,000	3,627.69	1,973,466,000	3,600.00	1,958,400,000	2.09
5	キヤノン	株式	日本	電気機器	408,000	5,291.90	2,159,094,000	4,630.00	1,889,040,000	2.01
6	KDDI	株式	日本	情報・通信業	2,720	651,988.24	1,773,408,020	613,000.00	1,667,360,000	1.78
7	テルモ	株式	日本	精密機器	272,000	6,193.16	1,684,539,000	6,040.00	1,642,880,000	1.75
8	TDK	株式	日本	電気機器	272,000	6,940.51	1,887,819,000	5,750.00	1,564,000,000	1.67
9	武田薬品	株式	日本	医薬品	272,000	5,988.51	1,628,876,000	5,510.00	1,498,720,000	1.60
10	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	272,000	6,582.72	1,790,499,000	5,480.00	1,490,560,000	1.59
11	信越化学	株式	日本	化学	272,000	6,481.14	1,762,869,000	5,260.00	1,430,720,000	1.53
12	セコム	株式	日本	サービス業	272,000	5,028.44	1,367,736,000	4,920.00	1,338,240,000	1.43
13	ソフトバンク	株式	日本	情報・通信業	816,000	2,042.75	1,666,881,000	1,631.00	1,330,896,000	1.42
14	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	272,000	5,024.40	1,366,636,000	4,750.00	1,292,000,000	1.38
15	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	272,000	4,873.59	1,325,616,000	4,670.00	1,270,240,000	1.35
16	NTTデータ	株式	日本	情報・通信業	2,720	476,872.91	1,297,094,320	444,000.00	1,207,680,000	1.29
17	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	544,000	2,589.85	1,408,876,000	2,120.00	1,153,280,000	1.23

平成20年9月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
18	エーザイ	株式	日本	医薬品	272,000	4,068.40	1,106,606,000	4,150.00	1,128,800,000	1.20
19	ソニー	株式	日本	電気機器	272,000	4,374.58	1,189,886,000	3,880.00	1,055,360,000	1.13
20	トレンドマイクロ	株式	日本	情報・通信業	272,000	3,762.51	1,023,403,000	3,740.00	1,017,280,000	1.09
21	ダイキン工業	株式	日本	機械	272,000	4,101.89	1,115,713,000	3,400.00	924,800,000	0.99
22	ニコン	株式	日本	精密機器	272,000	3,461.26	941,463,000	3,280.00	892,160,000	0.95
23	オリンパス	株式	日本	精密機器	272,000	3,713.91	1,010,183,000	3,240.00	881,280,000	0.94
24	第一三共	株式	日本	医薬品	272,000	3,198.91	870,103,000	3,170.00	862,240,000	0.92
25	セブン&アイ・HLDGS	株式	日本	小売業	272,000	3,325.67	904,583,000	3,150.00	856,800,000	0.91
26	花王	株式	日本	化学	272,000	2,985.36	812,018,000	3,120.00	848,640,000	0.91
27	コナミ	株式	日本	情報・通信業	272,000	3,599.06	978,943,000	2,980.00	810,560,000	0.86
28	富士フイルムHLDGS	株式	日本	化学	272,000	3,389.97	922,073,000	2,975.00	809,200,000	0.86
29	デンソー	株式	日本	輸送用機器	272,000	2,959.00	804,848,000	2,700.00	734,400,000	0.78
29	ミツミ電機	株式	日本	電気機器	272,000	2,380.80	647,578,000	2,700.00	734,400,000	0.78

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成20年9月5日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	18.16
	情報・通信業	7.21
	医薬品	6.86
	化学	6.03
	輸送用機器	5.84
	小売業	5.80
	食料品	4.28
	精密機器	3.88
	機械	3.62
	卸売業	2.44
	サービス業	2.16
	不動産業	2.08
	建設業	2.04
	陸運業	1.74
	銀行業	1.69
	ガラス・土石製品	1.49

平成20年9月5日現在

種類	業種	投資比率 (%)
	非鉄金属	1.49
	保険業	1.24
	その他製品	1.24
	証券、商品先物取引業	0.91
	ゴム製品	0.75
	海運業	0.74
	繊維製品	0.70
	石油・石炭製品	0.65
	金属製品	0.60
	その他金融業	0.51
	電気・ガス業	0.50
	パルプ・紙	0.48
	鉄鋼	0.45
	倉庫・運輸関連業	0.35
	鉱業	0.30
	空運業	0.18
	水産・農林業	0.10
合計		86.53

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成20年9月5日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成11年8月10日現在）	8,751	8,775	1.0994	1.1024
第2期末（平成12年8月10日現在）	35,761	35,868	0.9980	1.0010
第3期末（平成13年8月10日現在）	43,630	43,630	0.7313	0.7313
第4期末（平成14年8月12日現在）	46,546	46,546	0.6061	0.6061
第5期末（平成15年8月11日現在）	48,232	48,232	0.5902	0.5902
第6期末（平成16年8月10日現在）	66,417	66,417	0.6810	0.6810
第7期末（平成17年8月10日現在）	64,430	64,430	0.7547	0.7547
第8期末（平成18年8月10日現在）	98,372	98,372	0.9759	0.9759
第9期末（平成19年8月10日現在）	97,268	97,268	1.0493	1.0493
第10期末（平成20年8月11日現在）	100,619	100,619	0.8460	0.8460
平成19年9月末	105,515		1.0545	
10月末	104,248		1.0503	
11月末	105,612		0.9842	

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
12月末	102,527		0.9600	
平成20年1月末	93,999		0.8523	
2月末	97,144		0.8527	
3月末	93,293		0.7909	
4月末	100,181		0.8740	
5月末	103,379		0.9046	
6月末	100,956		0.8502	
7月末	99,726		0.8430	
8月末	100,306		0.8236	
9月5日	93,756		0.7693	

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	0.0030
第2期	0.0030
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
第9期	-
第10期	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	10.24
第2期	8.95
第3期	26.72
第4期	17.12
第5期	2.62
第6期	15.38
第7期	10.82
第8期	29.31
第9期	7.52
第10期	19.37

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

6【手続等の概要】

申込（販売）手続等

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。
当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。
- ・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。
受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、当該取得申込者の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- ・お申込価額（発行価格）は、お申込日の基準価額とします。
「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。
「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。
取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。
「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。
当初元本は1口当たり1円です。
- ・お申込手数料はありません。
- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

換金（解約）手続等

（1）解約請求

解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の実行の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して4営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

（2）買取請求

買取のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社に対し、各販売会社の定める単位をもって買取の請求をすることができます。ただし、確定拠出年金制度により取得した受益権については、買取の請求はできません。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに買取の請求が行われ、かつ、買取の請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社と販売会社の協議に基づき、買取の受付を中止することおよびすでに受付けた買取の請求を取り消すことができます。買取の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取の請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取の請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取の請求を受付けたものとします。

買取の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

7【管理及び運営の概要】

資産の評価

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

信託期間

信託期間は、原則として無期限です。

ただし、下記 その他 イ. 償還規定により、信託を終了する場合があります。

計算期間

計算期間は、原則として毎年8月11日から翌年8月10日までとします。

計算期間終了日が休業日の場合には翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

その他

イ. 償還規定

委託会社は、次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。

受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。

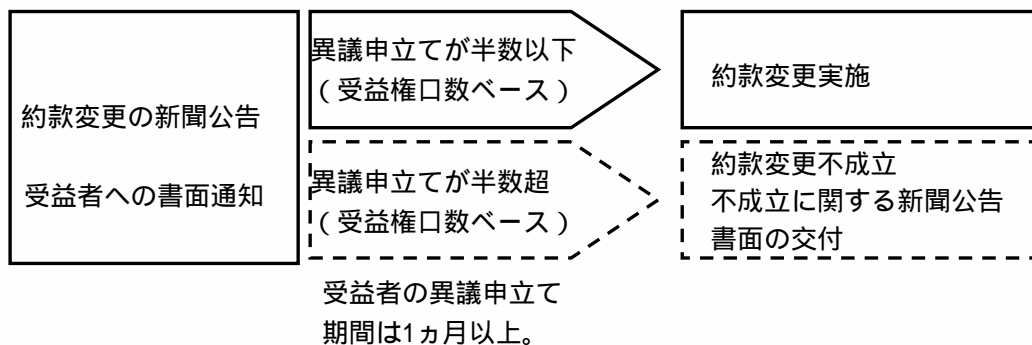
受益者のために有利であると認めるとき。

対象インデックスが改廃された場合。

やむを得ない事情が発生したとき。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は上記によって信託を終了させる場合は、以下の手続きにより行います。



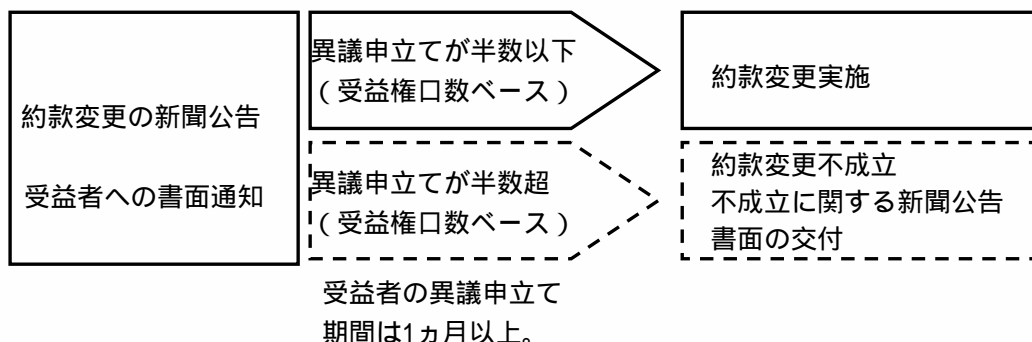
全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

ロ．信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

なお、信託約款の変更を行った場合、運用報告書にてお知らせします。

委託会社は前述の変更事項のうち、その内容が重大なものに該当する場合は、以下の手続きにより行います。



全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

ハ．運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として8月10日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

ニ．保管

該当事項はありません。

第2【財務ハイライト情報】

(1) 当財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」（以下「財務諸表」という。）より抜粋しております。

(2) 当ファンドは旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間（平成18年8月11日から平成19年8月10日まで）の財務諸表について、及び、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成19年8月11日から平成20年8月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

1【貸借対照表】

科目	注記 番号	第 9 期	第 10 期
		平成19年8月10日現在 金額（円）	平成20年8月11日現在 金額（円）
資 産 の 部			
流動資産			
金銭信託		347,463	806,215
コール・ローン		18,353,067,994	14,327,253,733
株式	*2	84,708,020,800	86,601,636,000
派生商品評価勘定		-	61,884,246
未収配当金		34,773,075	64,462,750
前払金		146,920,000	691,213,000
流動資産合計		103,243,129,332	101,747,255,944
資産合計		103,243,129,332	101,747,255,944
負 債 の 部			
流動負債			
派生商品評価勘定		453,634,694	522,510,249
未払金		5,058,217,759	2,570,062
未払解約金		92,939,153	191,392,250
未払受託者報酬		36,797,322	40,878,822
未払委託者報酬		331,176,307	367,909,698
その他未払費用		2,299,756	2,554,838
流動負債合計		5,975,064,991	1,127,815,919
負債合計		5,975,064,991	1,127,815,919
純 資 産 の 部			
元 本 等			
元本		92,696,661,655	118,933,877,310
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	*4	4,571,402,686	18,314,437,285
（うち分配準備積立金）		(2,252,651,352)	(1,808,109,689)
剰余金合計		4,571,402,686	18,314,437,285
元本等合計		97,268,064,341	100,619,440,025
純 資 産 合 計		97,268,064,341	100,619,440,025
負債・純資産合計		103,243,129,332	101,747,255,944

2【損益及び剰余金計算書】

科目	注記 番号	第 9 期	第 10 期
		自平成18年8月11日 至平成19年8月10日	自平成19年8月11日 至平成20年8月11日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取配当金		942,707,156	1,297,381,045
受取利息		47,624,946	71,677,423
有価証券売買等損益		7,308,600,300	18,125,167,993
派生商品取引等損益		926,484,787	2,825,431,415
その他収益		896,322	1,343,398
営業収益合計		9,226,313,511	19,580,197,542
営業費用			
受託者報酬		78,653,556	83,949,662
委託者報酬		707,882,513	755,547,572
その他費用		4,915,670	5,246,665
営業費用合計		791,451,739	844,743,899
営業利益金額		8,434,861,772	-
営業損失金額		-	20,424,941,441
経常利益金額		8,434,861,772	-
経常損失金額		-	20,424,941,441
当期純利益金額		8,434,861,772	-
当期純損失金額		-	20,424,941,441
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		8,229,886,819	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	4,592,271,509
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,424,173,984	4,571,402,686
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,790,601,717	-
当期一部解約に伴う欠損金減少額		101,278,218	-
当期追加信託に伴う欠損金減少額		6,689,323,499	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	7,053,170,039
当期一部解約に伴う剰余金減少額		-	908,693,618
当期追加信託に伴う剰余金減少額		-	6,144,476,421
分配金	*1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		4,571,402,686	18,314,437,285

3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 9 期 自平成18年8月11日 至平成19年8月10日	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に、当該金額を計上しております。 ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は計算期間末日が休業日のため、平成19年8月11日から平成20年8月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 9 期 平成19年8月10日現在	第 10 期 平成20年8月11日現在
*1 期首元本額	100,796,697,629円	92,696,661,655円
期中追加設定元本額	92,596,321,804円	76,277,530,396円
期中解約元本額	100,696,357,778円	50,040,314,741円
*2 差入代用有価証券	株式 2,460,000,000円	株式 2,137,500,000円
*3 計算期間末日における受益権の総数	92,696,661,655口	118,933,877,310口
*4 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,314,437,285円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 9 期 自平成18年8月11日 至平成19年8月10日	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (120,895,988円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (84,078,965円)、信託約款に規定される収益調整金 (26,667,840,542円) 及び分配準備積立金 (2,047,676,399円) より分配対象収益は21,756,786,855円 (1万口当たり2,347.09円) ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (384,717,523円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (26,667,840,542円) 及び分配準備積立金 (1,423,392,166円) より分配対象収益は28,475,950,231円 (1万口当たり2,394.26円) ありますが、分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 9 期 自平成18年8月11日 至平成19年8月10日		第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
株式	84,708,020,800	3,732,676,808	86,601,636,000	16,883,878,090
合計	84,708,020,800	3,732,676,808	86,601,636,000	16,883,878,090

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	第 9 期 自平成18年8月11日 至平成19年8月10日	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	株価の変動によるリスクを有しております。	同左

区分	第 9 期 自平成18年8月11日 至平成19年8月10日	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

第 9 期 平成19年8月10日現在					
区分	種 類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物	13,484,000,000	-	13,031,500,000	453,634,694
合 計		13,484,000,000	-	13,031,500,000	453,634,694

第 10 期 平成20年8月11日現在					
区分	種 類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物	14,371,327,000	-	13,912,210,000	460,626,003
合 計		14,371,327,000	-	13,912,210,000	460,626,003

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 9 期 平成19年8月10日現在	第 10 期 平成20年8月11日現在
1口当たり純資産額	1.0493円	0.8460円
(1万口当たり純資産額)	(10,493円)	(8,460円)

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益権の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者集会

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1単位当たり純資産額（ / ）

第5 設定及び解約の実績

日経 2 2 5 ノーロードオープン

運用の基本方針

約款第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均株価（日経 2 2 5）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式については、原則として日経平均株価（日経 2 2 5）採用銘柄の中から 2 0 0 銘柄以上に等株数投資を行います。

株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、高位を保ちます。

株式の実質組入比率を調整するため、株価指数先物取引やオプション取引を行うことがあります。

非株式割合は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等から、原則として配当等収益を中心に分配する方針です。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。また、信託財産に留保した利益は、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
日経225ノーロードオープン
約款

(委託者および受託者)

第1条 この信託は、D I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金6.36億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第7項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条第1項により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については6.36億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再

発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第37条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得単位および取得価額等)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。また、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第36条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。また、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める累積投資に関する契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

前2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第37条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

前項の規定にかかわらず、受益者が第36条第3項の規定または別の定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するも

のとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(運用の指図範囲)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けの指図をすることができます。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

(有価証券の保管)

第 22 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 23 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 26 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、

または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立て替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は、資金の立て替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条 この信託の計算期間は、毎年8月11日から翌年8月10日までとすることを原則とします。なお、初年度の計算期間は、平成10年8月21日から平成11年8月10日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の80の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎年2月10日（休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分を別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 36 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 36 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 38 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己の有する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、第 3 項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第 40 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 3 項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第 40 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して原則として、4 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、ただし、委託者が自ら募集したものについての支払場所は、委託者が別に定めます。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 37 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 38 条 受益者が、収益分配金については第 36 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 36 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属

します。

(受益権の買取り)

第 39 条 委託者は、委託者が自ら取得の申込みに応じた受益権について、その受益者から当該受益権にかかる買取請求があるときは、1口単位をもって当該受益権を買取ります。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者（前項の受益者を除きます。以下本項において同じ。）から買取請求があるときは、1口単位をもって当該受益権を買取ります。ただし、確定拠出年金制度にかかる受益者は買取請求を行うことができないものとします。

前 2 項の場合、受益権の買取価額は、買取請求を受け付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の第 1 項および第 2 項の請求をするときは委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項および第 2 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と当該証券会社および登録金融機関との協議に基づいて第 1 項および第 2 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(一部解約)

第 40 条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第 42 条の規定を準用するものとします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 41 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載し

た書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取り扱い)

第44条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。また、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

- 第1条 この約款において「累積投資に関する契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資に関する契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「累積投資に関する契約」は当該別の名称に読み替えるものとし、
- 第2条 委託者は、平成10年12月1日現在において、委託者の自らの募集にかかる受益証券を保護預り契約に基づき混蔵保管している場合、当該受益証券および当該受益証券に帰属する収益分配金の再投資に係る受益証券に限り、平成11年11月30日まで保管することができます。なお、このとき、受益証券の種類は、1口の整数倍の受益証券とすることができます。
- 第3条 変更後の第38条第2項の規定は、平成11年8月11日より適用します。
- 第4条 第36条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとし、
- 第5条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、
- 第6条 第20条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年8月21日

委託者	日本興業投信株式会社
受託者	株式会社大和銀行

1. 委託者が自ら募集したものにかかる分配金等の支払場所
約款第36条第7項に基づき、委託者が自ら募集したものにかかる分配金、一部解約金および償還金の支払場所は、次の通りとします。

D I A Mアセットマネジメント株式会社

用語説明

・ 基準価額	投資信託に組み入れている株式や公社債などをすべて計算日の時価で評価し、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えて資産総額を算出します。そこから投資信託の運用に必要な経費等を差し引いて純資産総額を出し、さらに計算日の受益権口数で割ったものです。
・ 信託報酬	投資信託の運営の中で販売会社、委託会社、受託会社が果たす役割・業務の報酬として、信託財産から差し引かれ、販売会社、委託会社、受託会社に支払われる報酬のことをいいます。
・ 信託約款	委託会社と受託会社の間で取り交わされた信託契約の具体的な内容を記した契約書のことです。委託会社と受託会社および受益者の権利、運用方針・投資制限などが規定されています。
・ 信託財産留保額	解約によって組入証券など売却費用についての受益者間の公平性を図るため、途中換金によって解約した受益者から徴収するものです。 この留保額は、その投資信託の信託財産に留保され、基準価額に反映されます。
・ アナリスト	証券投資の分野において、高度の専門知識と分析技術を応用し、各種情報の分析と投資価値の評価を行い、投資助言や投資管理サービスを提供するプロフェッショナルのことをいいます。
・ コンプライアンス	法令やルールを遵守し、社会的規範に沿って行動することを指す言葉です。
・ デリバティブ （金融派生商品）	通常の金利、通貨、株式、債券等の金融商品取引から派生した商品で、先物、先渡し、オプション、スワップなどの取引をいいます。
・ ファンドマネジャー （運用担当者）	投資信託の運用を行う担当者。複数のファンドマネジャーが一つのファンドの運用に携わる場合もあります。

日経225ノーロードオープン

追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)／累積投資適用

投資信託説明書
(請求目論見書)

2008年11月

DIAMアセットマネジメント

「日経225ノーロードオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年11月11日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月12日にその効力が発生しております。

「日経225ノーロードオープン」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、**元本が保証されているものではありません。**

この投資信託は、国内の株式を主要投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入る有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより、**投資元本を割り込むことがあります。**

また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、**投資元本を割り込むことがあります。**

発行者：D I A Mアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 長 浜 力 雄

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：日経225ノーロードオープン

募集内国投資信託受益証券の金額：3,000億円を上限とします。

目 次

頁

ファンドの詳細情報

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
	1 申込（販売）手続等	1
	2 換金（解約）手続等	2
第 3	管理及び運営	3
	1 資産管理等の概要	3
	2 受益者の権利等	5
第 4	ファンドの経理状況	6
	1 財務諸表	9
	2 ファンドの現況	20
第 5	設定及び解約の実績	21

【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成10年8月21日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額（発行価格）は、お申込日の基準価額とします。
「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

確定拠出年金制度をご利用の場合のお申込みは1円以上1円単位です。（「分配金再投資コース」でのお申込みとなります。）

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

- ・基準価額は当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>
電話番号：03-3287-3111
(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)
- ・お申込手数料はありません。
- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

解約請求制

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約のお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して4営業日目から販売会社の営業所等において支払います。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。
- ・解約価額の照会方法等
解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

買取請求制

- ・販売会社は、受益者から買取請求があるときは、1口単位をもって当該受益権を買い取ります。
- ・原則として販売会社の毎営業日の午後3時(年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに買取の請求が行われ、かつ、買取の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
- ・委託会社または販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社と販売会社の協議に基づき、買取の受付を中止することおよびすでに受付けた買取の請求を取り消すことができます。買取の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取の請求を撤回できます。ただし、受益者がある買取の請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取の請求を受付けたものとします。

買取の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額(1万口当たり)は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成10年8月21日から無期限ですが、下記(5)イ.の場合には信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

a. 計算期間は原則として毎年8月11日から翌年8月10日までとします。

b. 前記a.の規定にかかわらず、前記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ．償還規定

- a．委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b．委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃された場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c．委託会社は、前記a．およびb．の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d．委託会社は前記c．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．前記d．に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f．委託会社は、前記e．の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g．前記d．からf．の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ．信託約款の変更d．」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j．受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ．信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k．前記d．に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。

ロ．信託約款の変更

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b．委託会社は、前記a．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c．委託会社は前記b．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d．前記c．に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。

- e. 委託会社は、前記d.の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a. からe. の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 前記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。
- h. 上記b. に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3カ月前までに当事者間の別段の意志表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ. 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として8月10日。休業日の場合は翌営業日。）及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。（URL <http://www.diam.co.jp/>）

2【受益者の権利等】

収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間（平成18年8月11日から平成19年8月10日まで）の財務諸表について、及び、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成19年8月11日から平成20年8月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成19年9月26日

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

坂々木貴司 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経225ノーロードオープンの平成18年8月11日から平成19年8月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日経225ノーロードオープンの平成19年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


独立監査人の監査報告書

平成20年9月25日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木貴司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経225ノーロードオープンの平成19年8月11日から平成20年8月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日経225ノーロードオープンの平成20年8月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

日経225ノーロードオープン

(1)【貸借対照表】

科目	注記 番号	第 9 期	第 10 期
		平成19年8月10日現在 金額(円)	平成20年8月11日現在 金額(円)
資 産 の 部			
流動資産			
金銭信託		347,463	806,215
コール・ローン		18,353,067,994	14,327,253,733
株式	*2	84,708,020,800	86,601,636,000
派生商品評価勘定		-	61,884,246
未収配当金		34,773,075	64,462,750
前払金		146,920,000	691,213,000
流動資産合計		103,243,129,332	101,747,255,944
資 産 合 計			
負 債 の 部			
流動負債			
派生商品評価勘定		453,634,694	522,510,249
未払金		5,058,217,759	2,570,062
未払解約金		92,939,153	191,392,250
未払受託者報酬		36,797,322	40,878,822
未払委託者報酬		331,176,307	367,909,698
その他未払費用		2,299,756	2,554,838
流動負債合計		5,975,064,991	1,127,815,919
負 債 合 計			
純 資 産 の 部			
元本等			
元本		92,696,661,655	118,933,877,310
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()	*4	4,571,402,686	18,314,437,285
(うち分配準備積立金)		(2,252,651,352)	(1,808,109,689)
剰余金合計		4,571,402,686	18,314,437,285
元本等合計		97,268,064,341	100,619,440,025
純 資 産 合 計			
負 債 ・ 純 資 産 合 計			
		103,243,129,332	101,747,255,944

(2)【損益及び剰余金計算書】

科目	注記 番号	第 9 期	第 10 期
		自平成18年8月11日 至平成19年8月10日	自平成19年8月11日 至平成20年8月11日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取配当金		942,707,156	1,297,381,045
受取利息		47,624,946	71,677,423
有価証券売買等損益		7,308,600,300	18,125,167,993
派生商品取引等損益		926,484,787	2,825,431,415
その他収益		896,322	1,343,398
営業収益合計		9,226,313,511	19,580,197,542
営業費用			
受託者報酬		78,653,556	83,949,662
委託者報酬		707,882,513	755,547,572
その他費用		4,915,670	5,246,665
営業費用合計		791,451,739	844,743,899
営業利益金額		8,434,861,772	-
営業損失金額		-	20,424,941,441
経常利益金額		8,434,861,772	-
経常損失金額		-	20,424,941,441
当期純利益金額		8,434,861,772	-
当期純損失金額		-	20,424,941,441
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		8,229,886,819	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	4,592,271,509
期首剰余金又は期首欠損金()		2,424,173,984	4,571,402,686
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,790,601,717	-
当期一部解約に伴う欠損金減少額		101,278,218	-
当期追加信託に伴う欠損金減少額		6,689,323,499	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-	7,053,170,039
当期一部解約に伴う剰余金減少額		-	908,693,618
当期追加信託に伴う剰余金減少額		-	6,144,476,421
分配金	*1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()		4,571,402,686	18,314,437,285

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 9 期 自平成18年8月11日 至平成19年8月10日	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に、当該金額を計上しております。 ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は計算期間末日が休業日のため、平成19年8月11日から平成20年8月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 9 期 平成19年8月10日現在	第 10 期 平成20年8月11日現在
*1 期首元本額	100,796,697,629円	92,696,661,655円
期中追加設定元本額	92,596,321,804円	76,277,530,396円
期中解約元本額	100,696,357,778円	50,040,314,741円
*2 差入代用有価証券	株式 2,460,000,000円	株式 2,137,500,000円
*3 計算期間末日における受益権の総数	92,696,661,655口	118,933,877,310口
*4 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,314,437,285円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 9 期 自平成18年8月11日 至平成19年8月10日	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (120,895,988円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (84,078,965円)、信託約款に規定される収益調整金 (26,667,840,542円) 及び分配準備積立金 (2,047,676,399円) より分配対象収益は21,756,786,855円 (1万口当たり2,347.09円) がありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (384,717,523円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (26,667,840,542円) 及び分配準備積立金 (1,423,392,166円) より分配対象収益は28,475,950,231円 (1万口当たり2,394.26円) がありますが、分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 9 期 自平成18年8月11日 至平成19年8月10日		第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
株式	84,708,020,800	3,732,676,808	86,601,636,000	16,883,878,090
合計	84,708,020,800	3,732,676,808	86,601,636,000	16,883,878,090

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	第 9 期 自平成18年8月11日 至平成19年8月10日	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	株価の変動によるリスクを有しております。	同左

区分	第 9 期 自平成18年8月11日 至平成19年8月10日	第 10 期 自平成19年8月11日 至平成20年8月11日
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

第 9 期 平成19年8月10日現在					
区分	種 類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物	13,484,000,000	-	13,031,500,000	453,634,694
合 計		13,484,000,000	-	13,031,500,000	453,634,694

第 10 期 平成20年8月11日現在					
区分	種 類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物	14,371,327,000	-	13,912,210,000	460,626,003
合 計		14,371,327,000	-	13,912,210,000	460,626,003

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 9 期 平成19年8月10日現在	第 10 期 平成20年8月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0493円 (10,493円)	0.8460円 (8,460円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

銘柄	株数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日本水産	264,000	406	107,184,000	
国際石油開発帝石	264	1,071,000	282,744,000	
コムシスホールディングス	264,000	1,046	276,144,000	
大成建設	264,000	265	69,960,000	
大 林 組	264,000	490	129,360,000	
清水建設	264,000	435	114,840,000	
鹿島建設	264,000	348	91,872,000	
熊 谷 組	264,000	89	23,496,000	
大和ハウス	264,000	1,076	284,064,000	
積水ハウス	264,000	994	262,416,000	
日 揮	264,000	2,035	537,240,000	
日清製粉G本社	264,000	1,469	387,816,000	
明治製菓	264,000	504	133,056,000	
明治乳業	264,000	574	151,536,000	
日本ハム	264,000	1,754	463,056,000	
サッポロホールディングス	264,000	799	210,936,000	
アサヒビール	264,000	1,919	506,616,000	
キリンHD	264,000	1,617	426,888,000	
宝ホールディングス	264,000	720	190,080,000	
双日	26,400	324	8,553,600	
キッコーマン	264,000	1,352	356,928,000	
味の素	264,000	1,076	284,064,000	
ニチレイ	264,000	602	158,928,000	
日本たばこ産業	1,320	504,000	665,280,000	
J . フロント リテイリング	264,000	587	154,968,000	
三越伊勢丹HD	264,000	1,197	316,008,000	
東洋紡績	264,000	199	52,536,000	
ユニチカ	264,000	104	27,456,000	

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
日清紡績	264,000	1,156	305,184,000	
日東紡績	264,000	237	62,568,000	
セブン&アイ・HLDGS	264,000	3,330	879,120,000	
帝人	264,000	341	90,024,000	
東レ	264,000	515	135,960,000	
三菱レイヨン	264,000	292	77,088,000	
クラレ	264,000	1,178	310,992,000	
旭化成	264,000	528	139,392,000	
SUMCO	26,400	2,445	64,548,000	
王子製紙	264,000	579	152,856,000	
三菱製紙	264,000	255	67,320,000	
北越製紙	264,000	487	128,568,000	
日本製紙G本社	264	310,000	81,840,000	
昭和電工	264,000	267	70,488,000	
住友化学	264,000	709	187,176,000	
日産化学	264,000	1,243	328,152,000	
日本曹達	264,000	496	130,944,000	
東ソー	264,000	449	118,536,000	
東亜合成	264,000	428	112,992,000	
電気化学	264,000	312	82,368,000	
信越化学	264,000	6,490	1,713,360,000*	
協和醗酵	264,000	1,191	314,424,000	
三井化学	264,000	593	156,552,000	
三菱ケミカルHLDGS	132,000	630	83,160,000	
宇部興産	264,000	400	105,600,000	
日本化薬	264,000	692	182,688,000	
電通	2,640	212,800	561,792,000	
花王	264,000	2,985	788,040,000	
武田薬品	264,000	6,000	1,584,000,000*	
アステラス製薬	264,000	4,880	1,288,320,000	
大日本住友製薬	264,000	911	240,504,000	
塩野義製薬	264,000	2,325	613,800,000	
中外製薬	264,000	1,731	456,984,000	
エーザイ	264,000	4,070	1,074,480,000	
テルモ	264,000	6,200	1,636,800,000	
第一三共	264,000	3,200	844,800,000	
ヤフー	1,056	38,850	41,025,600	
トレンドマイクロ	264,000	3,770	995,280,000	
富士フイルムHLDGS	264,000	3,390	894,960,000	
コニカミノルタHLDGS	264,000	1,601	422,664,000	
資生堂	264,000	2,430	641,520,000	
新日本石油	264,000	637	168,168,000	

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
昭和シエル石油	264,000	1,219	321,816,000	
新日鉱ホールディングス	264,000	633	167,112,000	
横浜ゴム	264,000	566	149,424,000	
ブリヂストン	264,000	1,890	498,960,000	
旭硝子	264,000	1,184	312,576,000	
日本板硝子	264,000	453	119,592,000	
住友大阪セメント	264,000	197	52,008,000	
太平洋セメント	264,000	213	56,232,000	
東海カーボン	264,000	1,195	315,480,000	
TOTO	264,000	766	202,224,000	
日本碍子	264,000	1,584	418,176,000	
新日本製鐵	264,000	541	142,824,000	
住友金属工業	264,000	475	125,400,000	
神戸製鋼所	264,000	271	71,544,000	
JFEホールディングス	26,400	4,770	125,928,000	
日本製鋼所	264,000	1,877	495,528,000	
日本軽金属	264,000	155	40,920,000	
三井金属	264,000	305	80,520,000	
東邦亜鉛	264,000	416	109,824,000	
三菱マテリアル	264,000	411	108,504,000	
住友鉱山	264,000	1,330	351,120,000	
DOWAホールディングス	264,000	715	188,760,000	
古河機金	264,000	196	51,744,000	
古河電工	264,000	553	145,992,000	
住友電工	264,000	1,271	335,544,000	
フジクラ	264,000	558	147,312,000	
東洋製罐	264,000	1,976	521,664,000	
オークマ	264,000	815	215,160,000	
小松製作所	264,000	2,475	653,400,000	
住友重機械	264,000	607	160,248,000	
クボタ	264,000	774	204,336,000	
荏原製作所	264,000	288	76,032,000	
千代田化工建	264,000	1,001	264,264,000	
ダイキン工業	264,000	4,110	1,085,040,000	
日本精工	264,000	802	211,728,000	
N T N	264,000	640	168,960,000	
ジェイテクト	264,000	1,443	380,952,000	
ミネベア	264,000	530	139,920,000	
日立	264,000	826	218,064,000	
東芝	264,000	699	184,536,000	
三菱電機	264,000	968	255,552,000	
富士電機HLDGS	264,000	278	73,392,000	

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
明電舎	264,000	321	84,744,000	
ジーエス・ユアサ コーポ	264,000	543	143,352,000	
日本電気	264,000	510	134,640,000	
富士通	264,000	850	224,400,000	
沖電気	264,000	173	45,672,000	
松下電器産業	264,000	2,360	623,040,000	
シャープ	264,000	1,484	391,776,000	
ソニー	264,000	4,380	1,156,320,000	*
T D K	264,000	6,960	1,837,440,000	*
三洋電機	264,000	231	60,984,000	
ミツミ電機	264,000	2,370	625,680,000	
アルプス電気	264,000	1,050	277,200,000	
パイオニア	264,000	906	239,184,000	
クラリオン	264,000	173	45,672,000	
横河電機	264,000	903	238,392,000	
アドバンテスト	528,000	2,600	1,372,800,000	
デンソー	264,000	2,965	782,760,000	
カシオ	264,000	1,302	343,728,000	
ファナック	264,000	9,120	2,407,680,000	*
京セラ	264,000	9,750	2,574,000,000	*
太陽誘電	264,000	1,208	318,912,000	
松下電工	264,000	981	258,984,000	
三井造船	264,000	257	67,848,000	
日立造船	264,000	119	31,416,000	
三菱重工業	264,000	551	145,464,000	
川崎重工業	264,000	258	68,112,000	
I H I	264,000	202	53,328,000	
日産自動車	264,000	879	232,056,000	
いすゞ自動車	264,000	439	115,896,000	
トヨタ自動車	264,000	5,030	1,327,920,000	*
日野自動車	264,000	578	152,592,000	
三菱自動車工業	264,000	169	44,616,000	
マツダ	264,000	606	159,984,000	
本田技研	528,000	3,630	1,916,640,000	
スズキ	264,000	2,340	617,760,000	
富士重工業	264,000	622	164,208,000	
ニコン	264,000	3,460	913,440,000	
オリンパス	264,000	3,720	982,080,000	
キヤノン	396,000	5,300	2,098,800,000	
リコー	264,000	1,883	497,112,000	
シチズンホールディングス	264,000	732	193,248,000	

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
凸版印刷	264,000	1,121	295,944,000	
大日本印刷	264,000	1,553	409,992,000	
ヤマハ	264,000	1,876	495,264,000	
伊藤忠	264,000	916	241,824,000	
丸紅	264,000	691	182,424,000	
豊田通商	264,000	2,025	534,600,000	
三井物産	264,000	1,897	500,808,000	
東京エレクトロン	264,000	6,600	1,742,400,000	*
住友商事	264,000	1,307	345,048,000	
三菱商事	264,000	2,965	782,760,000	
高島屋	264,000	901	237,864,000	
丸井グループ	264,000	854	225,456,000	
クレディセゾン	264,000	2,455	648,120,000	
イオン	264,000	1,307	345,048,000	
ユニー	264,000	1,202	317,328,000	
新生銀行	264,000	357	94,248,000	
三菱UFJフィナンシャルG	264,000	876	231,264,000	
りそなホールディングス	264	136,400	36,009,600	
中央三井トラストHD	264,000	609	160,776,000	
三井住友フィナンシャルG	264	712,000	187,968,000	
千葉銀行	264,000	661	174,504,000	
横浜銀行	264,000	662	174,768,000	
ふくおかフィナンシャルG	264,000	449	118,536,000	
静岡銀行	264,000	1,116	294,624,000	
住友信託	264,000	708	186,912,000	
みずほ信託銀行	264,000	158	41,712,000	
みずほフィナンシャルG	264	478,000	126,192,000	
大和証券G本社	264,000	915	241,560,000	
野村ホールディングス	264,000	1,577	416,328,000	
新光証券	264,000	332	87,648,000	
松井証券	264,000	865	228,360,000	
三井住友海上HD	79,200	3,260	258,192,000	
損害保険ジャパン	264,000	974	257,136,000	
東京海上HD	132,000	3,620	477,840,000	
T&Dホールディングス	26,400	5,920	156,288,000	
三井不動産	264,000	2,380	628,320,000	
三菱地所	264,000	2,560	675,840,000	
平和不動産	264,000	490	129,360,000	
東急不動産	264,000	524	138,336,000	
住友不動産	264,000	2,280	601,920,000	
東武鉄道	264,000	490	129,360,000	
東京急行	264,000	572	151,008,000	

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
小田急電鉄	264,000	748	197,472,000	
京王電鉄	264,000	589	155,496,000	
京成電鉄	264,000	596	157,344,000	
東日本旅客鉄道	264	861,000	227,304,000	
西日本旅客鉄道	264	509,000	134,376,000	
日本通運	264,000	475	125,400,000	
ヤマトホールディングス	264,000	1,338	353,232,000	
日本郵船	264,000	847	223,608,000	
商船三井	264,000	1,210	319,440,000	
川崎汽船	264,000	719	189,816,000	
全日本空輸	264,000	394	104,016,000	
日本航空	264,000	218	57,552,000	
三菱倉庫	264,000	1,307	345,048,000	
スカパーJ S A T H D	264	41,200	10,876,800	
日本電信電話	264	522,000	137,808,000	
K D D I	2,640	653,000	1,723,920,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	264	174,100	45,962,400	
東京電力	26,400	3,080	81,312,000	
中部電力	26,400	2,625	69,300,000	
関西電力	26,400	2,560	67,584,000	
東京瓦斯	264,000	470	124,080,000	
大阪瓦斯	264,000	398	105,072,000	
東 宝	26,400	2,290	60,456,000	
N T T データ	2,640	478,000	1,261,920,000	
東京ドーム	264,000	538	142,032,000	
セコム	264,000	5,030	1,327,920,000	*
C S Kホールディングス	264,000	1,896	500,544,000	
コナミ	264,000	3,610	953,040,000	
ファーストリテイリング	264,000	11,890	3,138,960,000	*
ソフトバンク	792,000	2,050	1,623,600,000	
合計	54,291,336		86,601,636,000	

*担保として以下の有価証券が差し入れられております。

銘柄	株数
信越化学	30,000
武田薬品	30,000
ソ ニ ー	30,000
T D K	30,000
ファナック	30,000
京 セ ラ	30,000
トヨタ自動車	30,000
東京エレクトロン	30,000
セコム	30,000
ファーストリテイリング	30,000

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年9月5日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	95,330,341,126円
負債総額	1,573,923,909円
純資産総額（ - ）	93,756,417,217円
発行済数量	121,865,169,390口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7693円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	14,968,681,713	7,008,014,674
第2期	46,732,195,078	18,861,146,733
第3期	43,320,720,661	19,490,040,590
第4期	43,402,819,212	26,270,606,332
第5期	37,226,088,628	32,301,711,645
第6期	110,672,124,016	94,854,371,244
第7期	65,126,881,449	77,291,805,977
第8期	116,020,408,556	100,595,524,489
第9期	92,596,321,804	100,696,357,778
第10期	76,277,530,396	50,040,314,741

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。



日経225 ノーロードオープン

追加型株式投資信託 / インデックス型 (日経225 連動型) / 累積投資適用

投資信託説明書 (目論見書)

(訂正事項分)

2009年5月

DIAMアセットマネジメント

日経 2 2 5 ノーロードオープン

投資信託説明書（交付目論見書）

（訂正事項分）

2 0 0 9 年 5 月

D I A M アセットマネジメント株式会社

1. 「日経 2 2 5 ノーロードオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年11月11日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月12日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年1月5日、平成21年2月2日、平成21年3月9日、平成21年3月30日、平成21年5月7日および平成21年5月11日に関東財務局長に提出しております。
2. 「日経 2 2 5 ノーロードオープン」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、**元本が保証されているものではありません。**

1. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

「日経 2 2 5 ノーロードオープン」投資信託説明書（交付目論見書）2008年11月（以下「原目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項が生じたので、これを以下の文言に訂正いたします。

2. 訂正箇所および訂正事項

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」は、変更後の内容を記載し、その他の訂正箇所には_____を付しています。
（次頁以降）

(原目論見書 15 頁)

第二部【ファンド情報】

第 1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの仕組み】

(略)

受託会社：株式会社りそな銀行

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

(略)

(原目論見書29頁)

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年3月5日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	64,779,206,500	83.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12,561,148,088	16.24
合計(純資産総額)		77,340,354,588	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年3月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ファーストリテイ リング	株式	日本	小売業	353,000	11,402.92	4,025,230,720	9,570.00	3,378,210,000	4.37
2	ファナック	株式	日本	電気機器	353,000	8,157.11	2,879,460,240	6,440.00	2,273,320,000	2.94
3	京セラ	株式	日本	電気機器	353,000	8,571.39	3,025,700,070	5,540.00	1,955,620,000	2.53
4	KDDI	株式	日本	情報・通 信業	3,530	623,977.58	2,202,640,851	489,000.00	1,726,170,000	2.23
5	本田技研	株式	日本	輸送用機 器	706,000	3,175.62	2,241,984,200	2,260.00	1,595,560,000	2.06
6	信越化学	株式	日本	化学	353,000	5,806.15	2,049,572,310	4,290.00	1,514,370,000	1.96
7	武田薬品	株式	日本	医薬品	353,000	5,521.17	1,948,971,620	3,870.00	1,366,110,000	1.77
8	ソフトバンク	株式	日本	情報・通 信業	1,059,000	1,793.94	1,899,782,820	1,209.00	1,280,331,000	1.66
9	キヤノン	株式	日本	電気機器	529,500	4,535.11	2,401,339,500	2,235.00	1,183,432,500	1.53

平成21年3月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
10	T D K	株式	日本	電気機器	353,000	5,844.76	2,063,199,370	3,270.00	1,154,310,000	1.49
11	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	353,000	5,561.29	1,963,137,040	3,220.00	1,136,660,000	1.47
12	セコム	株式	日本	サービス業	353,000	4,677.97	1,651,321,810	3,190.00	1,126,070,000	1.46
13	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	353,000	4,488.34	1,584,385,690	3,160.00	1,115,480,000	1.44
14	テ ル モ	株式	日本	精密機器	353,000	5,428.86	1,916,388,420	3,060.00	1,080,180,000	1.40
15	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	353,000	4,455.11	1,572,655,180	2,985.00	1,053,705,000	1.36
16	エーザイ	株式	日本	医薬品	353,000	3,834.88	1,353,713,290	2,920.00	1,030,760,000	1.33
17	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	706,000	2,207.87	1,558,757,780	1,259.00	888,854,000	1.15
18	ダイキン工業	株式	日本	機械	353,000	3,522.77	1,243,536,880	2,325.00	820,725,000	1.06
19	N T T データ	株式	日本	情報・通信業	3,530	424,464.47	1,498,359,595	231,600.00	817,548,000	1.06
20	トレンドマイクロ	株式	日本	情報・通信業	353,000	3,393.68	1,197,970,390	2,285.00	806,605,000	1.04
21	セブン&アイ・H L D G S	株式	日本	小売業	353,000	3,103.49	1,095,530,870	2,050.00	723,650,000	0.94
22	デンソー	株式	日本	輸送用機器	353,000	2,580.72	910,993,420	1,881.00	663,993,000	0.86
23	富士フイルムH L D G S	株式	日本	化学	353,000	2,981.85	1,052,592,110	1,822.00	643,166,000	0.83
24	花 王	株式	日本	化学	353,000	2,836.54	1,001,299,690	1,820.00	642,460,000	0.83
25	ソ ニ ー	株式	日本	電気機器	353,000	3,649.02	1,288,102,600	1,783.00	629,399,000	0.81
26	中外製薬	株式	日本	医薬品	353,000	1,679.40	592,829,000	1,680.00	593,040,000	0.77
27	第一三共	株式	日本	医薬品	353,000	2,824.59	997,080,690	1,604.00	566,212,000	0.73
28	塩野義製薬	株式	日本	医薬品	353,000	2,172.25	766,802,780	1,600.00	564,800,000	0.73
29	スズキ	株式	日本	輸送用機器	353,000	2,037.30	719,166,220	1,555.00	548,915,000	0.71
30	ブリヂストン	株式	日本	ゴム製品	353,000	1,753.84	619,106,110	1,388.00	489,964,000	0.63

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成21年3月5日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	電気機器	16.68
	医薬品	7.46
	情報・通信業	7.04
	小売業	6.78
	化学	5.97
	輸送用機器	5.70
	機械	3.86
	食料品	3.78
	精密機器	2.60
	建設業	2.22
	サービス業	2.18
	陸運業	2.09
	卸売業	2.02
	銀行業	1.73
	不動産業	1.55
	ガラス・土石製品	1.48
	非鉄金属	1.44
	保険業	1.06
	その他製品	0.99
	ゴム製品	0.80
	繊維製品	0.75
	石油・石炭製品	0.73
	証券、商品先物取引業	0.69
	電気・ガス業	0.64
	金属製品	0.63
	海運業	0.55
	鉄鋼	0.53
	パルプ・紙	0.48
	倉庫・運輸関連業	0.36
	その他金融業	0.31
鉱業	0.29	
空運業	0.26	
水産・農林業	0.10	
合計		83.76

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成21年3月5日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成11年8月10日現在）	8,751	8,775	1.0994	1.1024
第2期末（平成12年8月10日現在）	35,761	35,868	0.9980	1.0010
第3期末（平成13年8月10日現在）	43,630	43,630	0.7313	0.7313
第4期末（平成14年8月12日現在）	46,546	46,546	0.6061	0.6061
第5期末（平成15年8月11日現在）	48,232	48,232	0.5902	0.5902
第6期末（平成16年8月10日現在）	66,417	66,417	0.6810	0.6810
第7期末（平成17年8月10日現在）	64,430	64,430	0.7547	0.7547
第8期末（平成18年8月10日現在）	98,372	98,372	0.9759	0.9759
第9期末（平成19年8月10日現在）	97,268	97,268	1.0493	1.0493
第10期末（平成20年8月11日現在）	100,619	100,619	0.8460	0.8460
平成20年3月末	93,293		0.7909	
4月末	100,181		0.8740	
5月末	103,379		0.9046	
6月末	100,956		0.8502	
7月末	99,726		0.8430	
8月末	100,306		0.8236	
9月末	87,608		0.7143	
10月末	76,037		0.5423	
11月末	79,541		0.5390	
12月末	82,108		0.5605	
平成21年1月末	77,243		0.5054	
2月末	77,505		0.4789	
3月5日	77,340		0.4701	

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	0.0030
第2期	0.0030
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
第9期	-
第10期	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	10.24
第2期	8.95
第3期	26.72
第4期	17.12
第5期	2.62
第6期	15.38
第7期	10.82
第8期	29.31
第9期	7.52
第10期	19.37
第11期中間計算期間	40.57

(注)収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

(原目論見書 42 頁の後に追加)

第 2 【財務ハイライト情報】

- (1) 当財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第 4 ファンドの経理状況」の「中間財務諸表」（以下「中間財務諸表」という。）より抜粋しております。
- (2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間（平成19年8月11日から平成20年2月10日まで）及び第11期中間計算期間（平成20年8月12日から平成21年2月11日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。
その中間監査報告書は、当該中間財務諸表に添付しております。

1【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第10期中間計算期間末 平成20年2月10日現在	第11期中間計算期間末 平成21年2月11日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	348,886	275,968
コール・ローン	13,118,628,867	10,551,367,505
株式	*2 78,563,300,000	*2 66,694,896,400
派生商品評価勘定	3,434,809	37,156,077
未収配当金	84,995,250	102,905,500
前払金	1,726,902,000	593,847,054
差入委託証拠金	—	1,241,143,946
流動資産合計	93,497,609,812	79,221,592,450
資産合計	93,497,609,812	79,221,592,450
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,873,856,103	570,606,359
未払金	—	3,405,161
未払解約金	89,626,233	279,455,248
未払受託者報酬	42,234,428	34,689,717
未払委託者報酬	380,110,170	312,207,877
その他未払費用	2,639,555	2,168,022
流動負債合計	2,388,466,489	1,202,532,384
負債合計	2,388,466,489	1,202,532,384
純資産の部		
元本等		
元本	111,544,514,670	155,167,233,242
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	*4 △20,435,371,347	*4 △77,148,173,176
(分配準備積立金)	1,772,684,886	1,459,011,909
元本等合計	91,109,143,323	78,019,060,066
純資産合計	91,109,143,323	78,019,060,066
負債純資産合計	93,497,609,812	79,221,592,450

2【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期中間計算期間 自 平成19年 8月11日 至 平成20年 2月10日	第11期中間計算期間 自 平成20年 8月12日 至 平成21年 2月11日
営業収益		
受取配当金	543,641,835	681,726,320
受取利息	37,370,581	21,285,808
有価証券売買等損益	△20,839,031,449	△37,106,681,305
派生商品取引等損益	△3,209,694,518	△5,783,924,877
その他収益	634,613	447,836
営業収益合計	△23,467,078,938	△42,187,146,218
営業費用		
受託者報酬	42,234,428	34,689,717
委託者報酬	380,110,170	312,207,877
その他費用	2,639,555	2,168,022
営業費用合計	424,984,153	349,065,616
営業損失(△)	△23,892,063,091	△42,536,211,834
経常損失(△)	△23,892,063,091	△42,536,211,834
中間純損失(△)	△23,892,063,091	△42,536,211,834
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△1,064,730,582	△5,942,519,534
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,571,402,686	△18,314,437,285
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	6,238,530,346
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	6,238,530,346
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,179,441,524	28,478,573,937
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	988,856,447	—
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,190,585,077	28,478,573,937
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△20,435,371,347	△77,148,173,176

3【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第10期中間計算期間 自平成19年8月11日 至平成20年2月10日	第11期中間計算期間 自平成20年8月12日 至平成21年2月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項		中間計算期間の取扱い 当ファンドの中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成20年8月12日から平成21年2月11日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第10期中間計算期間末 平成20年2月10日現在	第11期中間計算期間末 平成21年2月11日現在
*1 期首元本額	92,696,661,655円	118,933,877,310円
期中追加設定元本額	43,459,769,973円	65,989,263,401円
期中解約元本額	24,611,916,958円	29,755,907,469円
*2 差入代用有価証券	株式 1,950,000,000円	株式 1,428,150,000円
*3 中間計算期間末日における受益権の総数	111,544,514,670口	155,167,233,242口
*4 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,435,371,347円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は77,148,173,176円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(株式関連)

第10期中間計算期間末 平成20年2月10日現在					
区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物	14,318,542,000	-	12,449,700,000	1,870,421,294
合計		14,318,542,000	-	12,449,700,000	1,870,421,294

第11期中間計算期間末 平成21年2月11日現在					
区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物	11,781,376,000	-	11,249,250,000	533,450,282
合計		11,781,376,000	-	11,249,250,000	533,450,282

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第10期中間計算期間末 平成20年2月10日現在	第11期中間計算期間末 平成21年2月11日現在
1口当たり純資産額	0.8168円	0.5028円
(1万口当たり純資産額)	(8,168円)	(5,028円)

約款

追加型証券投資信託 日経 2 2 5 ノーロードオープン

(変更後)	(変更前)
<p>(委託者および受託者)</p> <p>第 1 条 この信託は、D I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、<u>株式会社りそな銀行</u>を受託者とします。</p> <p>(略)</p>	<p>(委託者および受託者)</p> <p>第 1 条 この信託は、D I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、<u>りそな信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p> <p>(略)</p>

日経 2 2 5 ノーロードオープン

投資信託説明書（請求目論見書）

（訂正事項分）

2 0 0 9 年 5 月

D I A M アセットマネジメント株式会社

1. 「日経 2 2 5 ノーロードオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年11月11日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月12日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年1月5日、平成21年2月2日、平成21年3月9日、平成21年3月30日、平成21年5月7日および平成21年5月11日に関東財務局長に提出しております。
2. 「日経 2 2 5 ノーロードオープン」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、**元本が保証されているものではありません。**

1. 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

「日経 2 2 5 ノーロードオープン」投資信託説明書（請求目論見書）2008年11月（以下「原目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項が生じたので、これを以下の文言に訂正いたします。

2. 訂正箇所および訂正事項

「第4 ファンドの経理状況」および「第5 設定及び解約の実績」は、変更後の内容を記載し、その他の訂正箇所には_____を付しています。

（次頁以降）

【ファンドの詳細情報】

第4【ファンドの経理状況】

(原目論見書20頁 2【ファンドの現況】の前に追加)

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、第10期中間計算期間(平成19年8月11日から平成20年2月10日まで)については改正前の、第11期中間計算期間(平成20年8月12日から平成21年2月11日まで)については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間(平成19年8月11日から平成20年2月10日まで)及び第11期中間計算期間(平成20年8月12日から平成21年2月11日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年3月18日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

石本貴司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経225ノーロードオープンの平成19年8月11日から平成20年2月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日経225ノーロードオープンの平成20年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成19年8月11日から平成20年2月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


独立監査人の中間監査報告書

平成21年3月18日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

石本貴司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経225ノーロードオープン（平成20年8月12日から平成21年2月11日）までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日経225ノーロードオープン（平成21年2月11日）現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年8月12日から平成21年2月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

【日経225ノーロードオープン】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第10期中間計算期間末 平成20年2月10日現在	第11期中間計算期間末 平成21年2月11日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	348,886	275,968
コール・ローン	13,118,628,867	10,551,367,505
株式	*2 78,563,300,000	*2 66,694,896,400
派生商品評価勘定	3,434,809	37,156,077
未収配当金	84,995,250	102,905,500
前払金	1,726,902,000	593,847,054
差入委託証拠金	—	1,241,143,946
流動資産合計	93,497,609,812	79,221,592,450
資産合計	93,497,609,812	79,221,592,450
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,873,856,103	570,606,359
未払金	—	3,405,161
未払解約金	89,626,233	279,455,248
未払受託者報酬	42,234,428	34,689,717
未払委託者報酬	380,110,170	312,207,877
その他未払費用	2,639,555	2,168,022
流動負債合計	2,388,466,489	1,202,532,384
負債合計	2,388,466,489	1,202,532,384
純資産の部		
元本等		
元本	111,544,514,670	155,167,233,242
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	*4 △20,435,371,347	*4 △77,148,173,176
(分配準備積立金)	1,772,684,886	1,459,011,909
元本等合計	91,109,143,323	78,019,060,066
純資産合計	91,109,143,323	78,019,060,066
負債純資産合計	93,497,609,812	79,221,592,450

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期中間計算期間 自 平成19年 8月11日 至 平成20年 2月10日	第11期中間計算期間 自 平成20年 8月12日 至 平成21年 2月11日
営業収益		
受取配当金	543,641,835	681,726,320
受取利息	37,370,581	21,285,808
有価証券売買等損益	△20,839,031,449	△37,106,681,305
派生商品取引等損益	△3,209,694,518	△5,783,924,877
その他収益	634,613	447,836
営業収益合計	△23,467,078,938	△42,187,146,218
営業費用		
受託者報酬	42,234,428	34,689,717
委託者報酬	380,110,170	312,207,877
その他費用	2,639,555	2,168,022
営業費用合計	424,984,153	349,065,616
営業損失(△)	△23,892,063,091	△42,536,211,834
経常損失(△)	△23,892,063,091	△42,536,211,834
中間純損失(△)	△23,892,063,091	△42,536,211,834
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△1,064,730,582	△5,942,519,534
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,571,402,686	△18,314,437,285
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	6,238,530,346
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	6,238,530,346
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,179,441,524	28,478,573,937
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	988,856,447	—
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,190,585,077	28,478,573,937
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△20,435,371,347	△77,148,173,176

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第10期中間計算期間 自平成19年8月11日 至平成20年2月10日	第11期中間計算期間 自平成20年8月12日 至平成21年2月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項		中間計算期間の取扱い 当ファンドの中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成20年8月12日から平成21年2月11日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第10期中間計算期間末 平成20年2月10日現在	第11期中間計算期間末 平成21年2月11日現在
*1 期首元本額	92,696,661,655円	118,933,877,310円
期中追加設定元本額	43,459,769,973円	65,989,263,401円
期中解約元本額	24,611,916,958円	29,755,907,469円
*2 差入代用有価証券	株式 1,950,000,000円	株式 1,428,150,000円
*3 中間計算期間末日における受益権の総数	111,544,514,670口	155,167,233,242口
*4 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,435,371,347円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は77,148,173,176円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(株式関連)

第10期中間計算期間末 平成20年2月10日現在					
区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物	14,318,542,000	-	12,449,700,000	1,870,421,294
合計		14,318,542,000	-	12,449,700,000	1,870,421,294

第11期中間計算期間末 平成21年2月11日現在					
区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物	11,781,376,000	-	11,249,250,000	533,450,282
合計		11,781,376,000	-	11,249,250,000	533,450,282

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第10期中間計算期間末 平成20年2月10日現在	第11期中間計算期間末 平成21年2月11日現在
1口当たり純資産額	0.8168円	0.5028円
(1万口当たり純資産額)	(8,168円)	(5,028円)

(原目論見書20頁)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年3月5日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	78,371,878,830円
負債総額	1,031,524,242円
純資産総額(-)	77,340,354,588円
発行済数量	164,501,892,522口
1口当たり純資産額(/)	0.4701円

(原目論見書 21 頁)

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	14,968,681,713	7,008,014,674
第2期	46,732,195,078	18,861,146,733
第3期	43,320,720,661	19,490,040,590
第4期	43,402,819,212	26,270,606,332
第5期	37,226,088,628	32,301,711,645
第6期	110,672,124,016	94,854,371,244
第7期	65,126,881,449	77,291,805,977
第8期	116,020,408,556	100,595,524,489
第9期	92,596,321,804	100,696,357,778
第10期	76,277,530,396	50,040,314,741
第11期中間計算期間	65,989,263,401	29,755,907,469

(注1)本邦外における設定及び解約はございません。

(注2)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。